

○厚木市住宅運営審議会規則

平成7年3月31日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市住宅運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市営住宅の供給計画及び建設に関すること。
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給計画に関すること。
- (3) 厚木市住生活基本計画に関すること。
- (4) 厚木市マンション管理適正化推進計画に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平11規則42・追加、平11規則51・令4規則41・一部改正)

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 民生委員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(平11規則42・旧第2条繰下・一部改正、平19規則39・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11規則42・旧第3条繰下、平19規則39・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平11規則42・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議及び会議録は、原則として公開する。

(平11規則42・旧第5条繰下、平14規則48・一部改正)

(除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(平11規則42・追加)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平11規則42・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市営住宅主管課において処理する。

(平11規則42・旧第6条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11規則42・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(厚木市市営住宅入居者選考委員会規則の廃止)

2 厚木市市営住宅入居者選考委員会規則（昭和54年厚木市規則第37号）は、廃止する。

附 則（平成11年規則第42号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第51号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第48号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第39号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

附 則（令和4年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。